

点検・修理は
アリガ
におまかせ下さい！

都道府県知事の登録を受けた
専門業者以外はフロン類の
「充填」「回収」が出来ない。



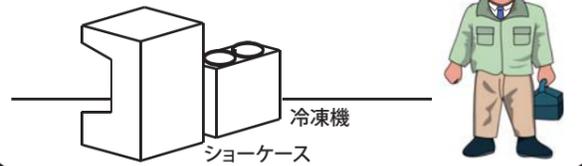
アリガは北海道から九州まで
「第一種フロン類充填回収業者」
の登録を受けています。

「充填証明書」「回収証明書」を
機器の管理者に
交付しなければならない。
(30日以内)



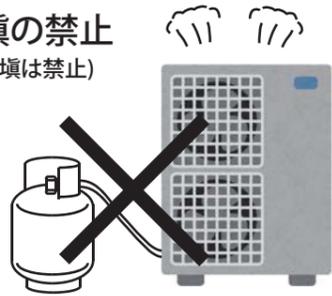
修理・点検後は技術スタッフより
報告書を提出します。

一定規模以上の機器は
「冷媒フロン類取扱技術者」等が
定期点検を行なう



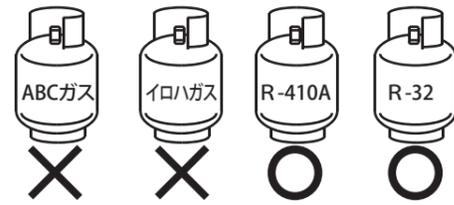
点検・修理等作業は技術スタッフの
「冷媒フロン類取扱技術者」が行います。

繰り返し充填の禁止
(修理を行わずに充填は禁止)



アリガはフロン排出抑制法を厳守いたします。

指定冷媒以外のフロン類の
充填をしてはならない



第一種フロン類充填回収業者の
アリガが業務用冷凍空調機器の調査・点検をいたします。

ご不明な点やご相談など、お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社アリガ

<http://www.ariga-grp.co.jp/index.html>

2015.03

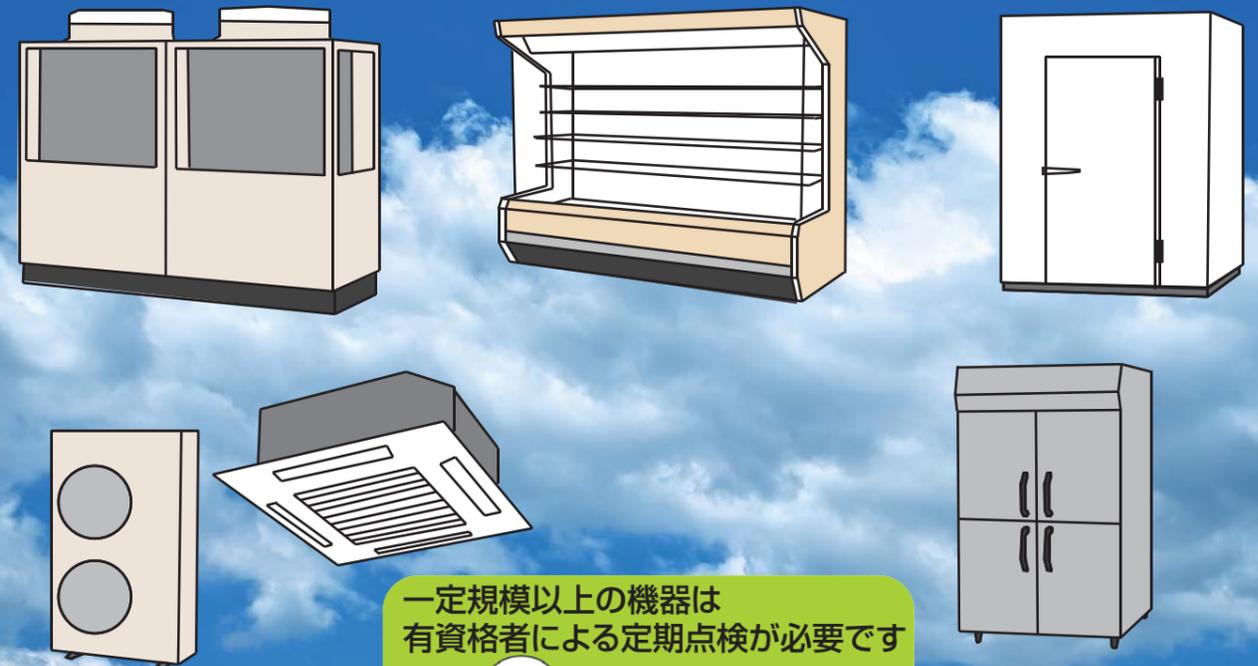
業務用冷凍空調機をお使いの皆様へ

平成27年4月に「フロン排出抑制法」が施行され

フロンの漏えい点検が
義務化されました！

～冷媒フロン類取扱技術者等による点検が必要です～

フロン類を使用した業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)を
ご使用のすべての管理者(ユーザー様)が対象となります。



一定規模以上の機器は
有資格者による定期点検が必要です



専門業者である
私たちアリガに
おまかせください

株式会社アリガ

第一種特定製品の管理者(ユーザー様)の新たな義務

◆管理者が守るべき判断の基準

- ①機器を適切に配置し、適正な使用環境を維持し、確保すること
- ②機器を定期的に点検すること
- ③機器からフロンが漏れ出した時に適切に対処すること
- ④機器の整備に関して、記録し保存すること

◆フロンの漏えい量の把握及び報告(年次ごと)

機器からのフロン類漏えい量を、充填回収業者から交付される証明書で把握され漏えい量が事業者、又は事業所単位で1,000 CO₂-t以上の場合は事業所管大臣へ報告すること

※報告対象の目安

報告対象となる算定漏えい量の裾切り値	報告対象となることが想定される主な管理者の目安	想定される報告数
1,000 CO ₂ -t / 年	<ul style="list-style-type: none"> ●総合スーパー等の大型小売店舗(床面積10,000㎡程度の店舗)を6店舗以上有する管理者 ●食品スーパー(床面積1,500㎡程度の店舗)を8店舗以上有する管理者 ●コンビニエンスストア(床面積200㎡程度の店舗)を80店舗以上有する管理者 ●飲食店(床面積600㎡程度の店舗)を820店舗以上有する管理者 ●商業ビル(床面積10,000㎡程度のビル)を28棟以上有する管理者 ●食品加工工場(床面積300㎡程度の工場)を20ヵ所以上有する管理者 等 	約2,000事業者

主要冷媒の1,000 CO₂-t 換算となる冷媒量: R22→552kg、R404→255kg、R410A→478kg

第一種特定製品とは？

冷媒としてフロン類が充填されている機器を指します。

①業務用空調機

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、チラー、スクリーン冷凍機、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、除湿機など

②業務用の冷凍冷蔵機器

コンデンシングユニット、冷凍・冷蔵ショーケース、製氷機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷凍・冷蔵設備、冷凍機応用製品(ヒートポンプ給湯器等)など



管理者に求められることは？

管理している全ての第一種特定製品について、次の3点を厳守する必要があります。

点検

簡易点検
(全ての機器)

定期点検
(機器が一定規模以上の場合)

記録

点検および整備内容から機器を破壊するまで記録を保存すること

報告

漏えい量が1,000CO₂-t以上の場合漏えい量を報告すること



1 冷凍空調機の簡易点検・定期点検の義務

- ①全ての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3ヵ月に1回以上)
 - 専門業者がアドバイスする。
- ②下記の機器については定期点検の義務化(専門家に依頼)

機種	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	7.5kW 以上 50kW 未満	3年に1回以上
	50kW 以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW 以上	1年に1回以上

※一定規模以上点検は、「十分な知見を有する者」(専門知識を持った者)いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」等が実施する。

2 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所特定及び修理を実施

- フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止(繰り返し充填の原則禁止)
- 適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼

3 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する

履歴の記録・保存義務

- ①適切な管理を行なうため、機器整備については、記録簿に履歴を記録し、記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければならない。
- ②適切な専門業者に整備を依頼し、整備の記録を記入。

4 算定漏えい量の報告

- ①1年間にフロン類をCO₂換算値で1,000 CO₂-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務

◎漏えい量 = 充填量 * GWP (CO₂換算値) ≥ 1,000 CO₂-ton

※充填量 = 機器の整備時における(充填量 - 回収量)

5 機器を廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない。

- ①第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後機器を廃棄する。
- ②回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。

※5は法改正前からの義務

以下のような場合、管理者に罰則が科せられます。

- 1) フロンをみだりに放出した場合 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 2) 上記①②③の「判断の基準」に違反した場合 (50万円以下の罰金)
- 3) 上記⑤の行程管理票の交付を怠った場合 (50万円以下の罰金)
- 4) 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告・虚偽報告 (20万円以下の罰金)
- 5) 都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合 (20万円以下の罰金)
- 6) 上記④の算定漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合 (10万円以下の罰金)